

「鹿児島県子ども・子育て支援会議条例」について

1 国の動向

- ・平成24年8月 子ども・子育て支援関連3法の公布
- ・平成25年4月 内閣府に「子ども・子育て会議」を設置
- ・平成25年8月 新制度に関する基本的事項や地方自治体の事業計画の作成指針などを内容とする基本方針(案)が提示
- ・平成27年4月 子ども・子育て支援新制度の本格施行(予定)
(制度の概要)
 - ① 質の高い幼児期の学校教育, 保育の総合的な提供
 - ・ 施設型給付(認定こども園, 幼稚園, 保育所共通の給付)・地域型保育給付(小規模保育, 家庭的保育等への給付)の創設 等
 - ② 保育の量的拡大・確保
 - ・ 待機児童の解消, 保育士の処遇改善 等
 - ③ 地域の子ども・子育て支援の充実
 - ・ 延長保育事業, 放課後児童クラブの実施 等

2 都道府県の取組

(1) 「県子ども・子育て支援事業支援計画」の策定

平成26年度中に、5年(平成27年度～平成31年度)を1期とする計画を定めることとする。(子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第62条第1項)

(2) 審議会その他の合議制の機関

「県子ども・子育て支援会議」の設置(努力義務)

ア 根拠

(7) 「県子ども・子育て支援事業支援計画」の策定に係る意見の聴取を行うため、条例で定めるところにより審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。(法第77条第4項)

(4) 県子ども・子育て支援事業支援計画を定めようとするときは、あらかじめ、審議会その他の合議制の機関を設置している場合は、その意見を聴かなければならない。(法第62条第5項)

※ 未設置の場合は、子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。(法第62条第5項)

イ 主な審議事項

- (7) 区域の設定(法第62条第2項第1号)
- (4) 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み(法第62条第2項第1号)
- (ウ) 実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期(法第62条第2項第1号) 等

3 本県の取組

(1) 会議の設置方法

条例により設置（平成25年10月11日条例公布，平成25年11月21日設置）

(2) 会議の概要（鹿児島県子ども・子育て支援会議条例の内容）

ア 名称

鹿児島県子ども・子育て支援会議

イ 構成員数

20人以内

ウ 構成員属性

①子どもの保護者，②市町村長，③事業主を代表する者，④労働者を代表する者，⑤子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び⑥子ども・子育て支援に関し学識経験のある者のうちから，知事が任命する。

（理由）

- ・ 内閣府設置の子ども・子育て会議の委員構成を参考とするため。
（法第74条第2項の規定を引用）

エ 任期

2年

オ 施行期日

公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日

- 「鹿児島県子ども・子育て支援会議条例の施行期日を定める規則」を平成25年11月21日から施行

(3) 主な審議事項

ア 平成25年度～平成26年度

県子ども・子育て支援事業支援計画の策定に係る意見の聴取
（法第62条第5項，第77条第4項第1号）

（計画への主な記載事項）

- (ア) 区域の設定（法第62条第2項第1号）
- (イ) 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み
（法第62条第2項第1号）
- (ウ) 実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期（法第62条第2項第1号）
- (エ) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供の内容（法第62条第2項第2号）
- (オ) 当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
（法第62条第2項第2号）

イ 平成27年度～

子ども・子育て支援事業支援計画に基づく子ども・子育て支援施策の実施状況等についての点検・評価（毎年度）（法第77条第4項第2号）